

# 環境保全協定検討委員会を令和3年度も継続します！

現在、協定の締結に向け、環境保全協定検討委員会を開催し検討を進めています。

内容の検討を深めるとともに周知の期間を設けるため、令和3年度も検討委員会を継続します。

次の、第3回委員会は6月26日（午前10時～、当組合6階 601会議室）に開催の予定です。

（どなたでも傍聴ができます。）

## 【よくある質問】

なんの協定？  
どんな約束？



この協定は、公害防止及び周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを目的とした協定です。  
また、施設運営をしていくうえでの約束となります。

今まではどう  
していたの？



環境保全基準※を定め運営をしてきましたが、今後は必要な事項を追加し、協定としていきたいと考えています。

※環境保全基準 二次元コード ⇒

(<https://asakawa.ekankyo21.com/wp-content/uploads/2020/03/環境保全基準.pdf>)



協定を結ぶと  
どうなるの？  
メリットは？



協定書を取り交わすので、口約束のようにあいまいになることがなく、約束事項が明文化されます。後々のトラブル防止にもなるものと考えています。

誰と結ぶの？



5つの自治会（新石・新井・落川上・百草園・百草園団地）それぞれと結びます。



いつ結ぶの？



令和3年度内の締結を目指しています。



運転停止・再開の取り決めはあるの？



あります。運転停止・再開方針※を定めています。

※運転停止・再開方針 二次元コード ⇒

(<https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/7,1558,c,html/1558/20190508-171325.pdf>)



一緒に公表の基準を検討していると聞いたけど……



協定と一緒に公表の基準を検討しています。運転停止をしない場合でも、必要な情報を公表していく考えです。



今後の進め方は？



第3回委員会では、寄せられた意見を反映した協定書の案を説明します。引き続きご意見・ご要望の際は、組合までお願いします。  
なお、第4回委員会（冬頃開催）で最終的に取りまとめる予定です。

これまでに組合に寄せられた主な意見をご紹介します。

また、委員会での配布資料や議事要旨は、当組合ホームページでご覧になれます。

(<https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/7,0,47,html>)



環境保全協定検討委員会

### 【主な意見】

- 多摩広域ごみ処理広域支援体制、災害廃棄物、鳥インフルエンザ等によるごみの受け入れの際には、事前の協議（情報提供等）と焼却処理後の報告を求める。
- 情報の伝え方に工夫を求める。  
(地元自治会の回覧を活用したら良いのではないか。概略を示した資料を回覧するのが良いのではないか。) etc
- 自治会で説明の場を設けた場合には、資料提供や組合からの説明を求める。

問い合わせ先 浅川清流環境組合 事業課

〒191-0021 東京都日野市石田一丁目210番地の2

電話：042-506-2923 FAX：042-589-0545

電子メール：[kawasemi@asakawaseiryu.jp](mailto:kawasemi@asakawaseiryu.jp)